

パスポートに関する大切なお知らせ（3月27日からオンライン申請開始／手続き変更）

令和5年3月13日
在スラバヤ日本国総領事館

- 令和5年（2023年）3月27日以降、パスポートの発給申請手続きの一部がオンライン化されます。お手持ちのスマートフォンに専用アプリをダウンロードすれば、オンライン申請ができるようになります。申請時に在外公館に来訪する必要はなくなります。是非ご活用ください。なお、在留邦人の方がパスポートのオンライン申請を行うためには、予めオンライン在留届（ORRネット）での登録情報が必要となります。なお、発給されたパスポートを受領するためには、在外公館へ来訪する必要があります。
- これまでと同様に、窓口では紙の書類による申請も継続して受け付けます。
- 令和5年（2023年）3月27日以降、旅券法改正に伴い、申請手続きが変更となりますので、ご注意ください。

1 オンライン申請の開始

パンフレットはこちら（<https://www.ph.emb-japan.go.jp/files/100469221.pdf>）
ポスターはこちら（<https://www.ph.emb-japan.go.jp/files/100469224.pdf>）

（1）令和5年（2023年）3月27日から、パスポートの発給申請手続がオンライン化されます。なお、これまでと同様に、窓口では紙の書類による申請も継続して受け付けます。

（2）オンライン申請の場合、戸籍謄本提出の省略が認められる切替申請であれば、申請時に在外公館の窓口へ出向く必要がありません。ただし、新規パスポートを受け取るために、在外公館の窓口へ来訪する必要があります。新規パスポートの受領時には、必ず旧パスポートをお持ちください）。

（3）国外居住の方は、まず、オンライン在留届（ORRネット）
(<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/index.html>) に登録している必要があります。登録後、以下の「パスポート申請（海外在留邦人用）アプリ」でのオンライン申請が可能となります。

（3月23日以降にダウンロード可能となる予定）

●App Store : <https://apps.apple.com/app/id6443712967>

●Google Play :

<https://play.google.com/store/apps/details?id=jp.go.mofa.passport.eap.assistant>

(4) オンライン申請は、アプリの画面上の案内に従って行うことができます。また、手続きの方法については今後外務省ホームページ（<https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/passport/index.html>）に掲載される予定です。

(5) お子様が初めてパスポートを作成する場合の申請、婚姻による氏の変更や本籍地の変更に伴い記載事項が変更した場合のパスポート申請などについても、オンライン申請可能ですが、その場合、戸籍謄本の提出が必要になります。戸籍謄本の提出は、在外公館の窓口で提出するか、在外公館に郵送で提出するかのいずれかです。在スラバヤ日本国総領事館に郵送で提出する場合、事前に下記の電話番号又はメールアドレスにご連絡をお願いします。

送付先 : Consulate-General of Japan Jl. Sumatera 93, Surabaya,
Indonesia

電話番号 : +62- (0) 31- 5030008

メールアドレス : ryoji@sb.mofa.go.jp

(6) インドネシア在住でパスポートの残存有効期間が1年以上1年6か月未満の方で、ITAS／ITAP取得等の理由で切替発給を希望される方は、オンライン申請は可能ですが、追加で事情説明書が必要になりますので、事前に当館領事部にご相談ください。

2 申請手続きの変更

令和5年（2023年）3月27日以降、旅券法改正に伴い、以下の通り申請手続きが変更となりますので、ご注意ください。パンフレットはこちら（<https://www.ph.emb-japan.go.jp/files/100469221.pdf>）

(1) 戸籍謄本のご用意を！

新しくパスポートを申請する場合や、パスポートの記載事項に変更がある場合は、戸籍謄本をご用意ください。従来、認められていた戸籍抄本では受け付けられません。（有効期間内の切替更新の場合で記載事項に変更がなければ、戸籍謄本の提出は原則不要です。）

(2) 査証欄が少なくなったらパスポートの申請を！

パスポートの査証欄（ビザページ）を追加する増補制度が廃止になりました。余白が少なくなったら、新しいパスポートを申請してください。

(3) 6か月以内に受け取りを！

新しいパスポートが発行され、6か月以内に受領されない場合、新しく発給されたパスポートは失効します。令和5年（2023年）3月27日から、失効後5年以内に次のパスポートを申請する際には、通常より高い手数料が請求されます。これは、令和5年3月27日以降に申請されたパスポートについて適用されます。

（4）申請書の変更

令和5年（2023年）3月27日から、パスポート発給等のための申請書の様式が変更されます。同日以降、古い様式の申請書は使用できません。

○ご自宅等で印刷可能なダウンロード申請書はこちら

（<https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/passport/download/top.html>）

○オンライン申請の場合には、申請書の様式変更は関係ありません。

（了）